

## 令和6年度 南魚沼市価格高騰緊急支援給付金【10万円給付金】

☎・📄 給付金事務局（福祉課 厚生福祉係） ☎773・6806

令和6年度から新たに住民税非課税などになった世帯に給付金を支給します。  
対象となる世帯には「お知らせ通知」を送りました。

詳しくはこちら



### 対象者

6月3日時点で、市に住民登録があり（外国人を含む）、次のいずれかに該当する世帯

- ・令和6年度新たに住民税非課税となる
  - ・令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる
- ※「令和6年度住民税均等割のみ課税者」は定額減税前の金額で判断します

### 次のいずれかに該当する場合は対象外

- ・令和5年度南魚沼市価格高騰緊急支援給付金支援対象世帯または当該世帯の世帯主であった人を含む世帯
- ・世帯員全員が、令和6年度住民税均等割課税者に扶養などされた者のみで構成された世帯（扶養などには専従者含む）
- ・すでに令和6年度住民税非課税世帯などに対する物価高騰対策支援給付金（10万円）と同じ趣旨の給付金を他の自治体で受給した世帯、または当該世帯の世帯主であった人を含む世帯

給付額（口座振込） 1世帯あたり10万円

※対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる場合は、児童1人あたり5万円を給付します

### 申請手続き

「お知らせ通知」が届いた世帯：申請不要

「確認書」・「申請書」が届いた世帯：届いた書類に必ず必要事項を記入し、身分証明書と振込先がわかる書類のコピーを添付し、返信用封筒で返送ください。

※お知らせ通知に記載の振込口座を変更する場合や受給を辞退する場合は、8月15日(木)までに給付金事務局にお申し出ください。口座を変更した場合の振込日は、9月10日(火)以降です

申請期限 9月30日(月)

### 振込予定日

「お知らせ通知」が届いた世帯：8月28日(火)

「確認書」・「申請書」が届いた世帯：9月10日(火)以降順次振り込みます。

※書類に不備などがあると、振込予定日以降になる場合があります

## 定額減税調整給付金

☎・📄 定額減税調整給付金事務局（税務課） ☎775・7370

定額減税しきれないと見込まれる人に対して、「調整給付金」として支給します。  
対象となる人には8月下旬（予定）に「お知らせ通知」または「確認書」を送ります。

詳しくはこちら



### 対象者

定額減税の対象者で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）と見込まれる人

### 定額減税可能額とは

納税義務者本人と扶養親族数（控除対象配偶者と16歳未満の扶養親族を含む）に基づき算定します。

- ・所得税分 = 3万円 × 減税対象人数
  - ・個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数
- ※減税対象人数とは、納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族（16歳未満を含む）の数です。なお、国外居住者は除きます

給付額 定額減税しきれない額  
(1万円単位に切り上げ)

### 申請手続き

「お知らせ通知」が届いた人（公金受取口座などの登録がある人）：申請不要

受取の辞退、口座の変更、疑義がある場合は書類の提出が必要ですので、ご連絡ください。

「確認書」が届いた人（上記以外の人）：必要事項を記入し、確認書を提出してください。

申請期限 10月31日(木)

### 振込予定日

「お知らせ通知」：9月下旬（予定）

「確認書」：確認書提出から1か月程度（予定）

※書類に不備などがあると、振込予定日以降になる場合があります

### 注意事項

- ・給付対象外の人には通知を送りません。
- ・電話でのお問い合わせは、本人確認ができないため、一般的な説明となります。詳細を知りたい場合は、本人確認書類を持参し、税務課におこしください。